

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に会社A（以下「会社」という。）に採用され、B工場において菓子製造補助として、商品をカゴ車に乗せる軽作業に従事していた。

請求人は、作業の繁忙期に一時的に出荷業務に配属され業務に従事していたところ、肩こりのような症状が現れたことから、C整形外科にて療養していたが、その後、平成〇年〇月〇日にD病院を受診し「頸椎椎間板症」と診断された。

請求人は、請求人の傷病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 上肢等に過度の負担のかかる業務による疾病の業務上外の認定については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものとする。

そこで、認定基準に照らし、本件について検討すると次のとおりである。

(2) 「上肢等に負担のかかる作業を主とする業務に相当期間（原則として6か月以上）従事した後に発症したものであること」について

療養補償給付たる療養の給付請求書には、要旨、「請求人は、平成〇年〇月〇日の入社以来、商品（重さ約1kg弱）をかご車に乗せるという軽作業に従事していたが、繁忙期に一時的に出荷業務に就き、ピッキング作業を平成〇年〇月〇日、同月〇日、同月〇日、オリコンをたたむ作業を同月〇日に、同月〇日には、商品（約2kgから10kg）を棚に上げる作業をしたところ、肩こりのような症状が発現し、治らず同年〇月上旬頃から受診した。」と記載されていることから、認定基準上の相当期間には該当しないものと判断される。

(3) 「発症前に過重な業務に就労したこと」について

認定基準上、「過重な業務」とは上肢等に負担のかかる作業を主とする業務において、医学経験則上、上肢障害の発症の有力な原因と認められる業務量を有するものであって、例えば次のア又はイに該当するものをいう。

ア 同一事業場における同種の労働者と比較して、おおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合。

イ 業務量が一定せず、例えば次の（ア）又は（イ）に該当するような状態が発症直前3か月程度継続している場合。

（ア）業務量が1か月の平均では通常の範囲内であっても、1日の業務量が通

常の業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの。

- (イ) 業務量が1日の平均では通常範囲内であっても、1日の労働時間の3分の1程度にわたって業務量が通常業務量のおおむね20%以上増加し、その状態が1か月のうち10日程度認められるもの。

上記アについて請求人の就労実態をみると、平成〇年〇月の労働時間は増加しているが、請求人と同部門で就労する労働者及び商品の棚上げ作業に従事した労働者より労働時間が少ないことが認められる。また、上記(イ)については、請求人の申述等から、業務量の増加が発症直前3か月程度継続していたとは認められないことから、認定基準上の「過重な業務」には該当しないものである。

- (4) 「過重な業務への就労と発症までの経過が、医学上妥当なものと認められること」について

E医師は平成〇年〇月〇日監督署受付の意見書において、要旨、「いろいろな症状の出方があり、特に神経筋症状は、徐々に蓄積されて出てくる時もある。どちらかといえば急激に出現したヘルニアというより、ヘルニアがあったところに労作が加わって発症したものではないかと思う。」と述べており、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「就労状況の内容から頸椎に特別負荷がかかっていたとの判断は難しく、椎間板ヘルニア発現が就労によるものとは判断できないことから、変性疾患の可能性が高い。」と述べている。

以上のことから、請求人の頸椎椎間板ヘルニアについて、疾病と業務との相当因果関係を認めることは困難であり、医学上妥当なものとは認められない。

なお、請求代理人は、厚生労働省が作成した「職場における腰痛予防対策指針」が適用されるべきと主張するが、請求人の愁訴は頸部症状であることからして、腰痛に関する指針は当てはめることができないことを付言する。

- (5) 以上の点を総合すると、本件疾病は、認定基準に定める上肢に過度の負担のかかる業務により発症した上肢障害とは言えず、業務に起因して発症したものは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。